

就業規則の作成から最近の労働法令の改正まで解説！

魅力ある職場づくり オンライン研修会

受講料：無料

対象：企業の経営者や人事労務担当等

定員：200名

令和4年はパワハラ防止対策の義務化や、育児・介護休業法の改正など労働関係法令の大きな改正があり、令和6年4月からは労働条件明示義務、障害者の法定雇用率引き上げが実施されました。これら法改正への対応や、基本的な就業規則の作成・見直しを学ぶことができる研修会を2回に分けて開催いたします。

1. 労働法改正コース

日時

令和6年10月22日(火)
13時30分～16時00分(入室13時10分～)

研修内容

【最近の法改正の解説】

- ◆近年の法改正のほか、労働条件明示義務や障害者法定雇用率引上げなどの法改正の対応について解説します。復習と予習にお役立てください。

講師：高橋 史織氏
高橋社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士

【ワークサポートケアマネジャー派遣事業について】

- ◆仕事をしながら介護を行う、いわゆるビジネスケアラーは増加傾向にあります。仕事と介護の両立支援に取り組む企業を支援するため、ワークサポートケアマネジャー派遣事業について紹介します。

講師：長崎県長寿社会課

2. 就業規則全般コース

令和6年11月8日(金)
13時30分～16時00分(入室13時10分～)

【就業規則作成・見直しの解説】

- ◆基本的な就業規則の作成における考え方や、見直しをする際のポイントについて解説します。就業規則の全般を学びたい方におすすめです。

講師：高橋 史織氏
高橋社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士

【健康経営推進と女性の健康支援】

- ◆企業における健康経営推進のメリットや活用した働く女性の健康づくり(女性ホルモンが与える影響や生活習慣の改善など)の必要性について解説します。

講師：長崎県国保・健康増進課

開催方法・申込方法

開催方法：オンライン(「Webex」)。開催の前日を目途に参加URLをメールで送付します。

申込方法：裏面に記載の二次元コード又は参加申込書によりお申込みください。

申込期限：1. 労働法改正コース 10月18日(金) 2. 就業規則全般コース 11月5日(火)

お問い合わせ



長崎県産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL:095-895-2714 FAX:095-895-2582 E-mail:s05460@pref.nagasaki.lg.jp

申込み方法



左記二次元コードまたは県のホームページよりお申込みください。

長崎県 魅力ある職場づくりオンライン研修会

検索

申込期限：**1. 労働法改正コース**
2. 就業規則全般コース

令和6年**10月18日(金)**
令和6年**11月 5日(火)**

※インターネットを使用できない場合は下記申込書によりメール又はFAXしてください

メール：s05460@pref.nagasaki.lg.jp

FAX：095-895-2582

長崎県産業労働部雇用労働政策課 宛て

「魅力ある職場づくりオンライン研修会」参加申込書

参加希望	1. 労働法改正コース(10/22) 2. 就業規則全般コース(11/8) ※参加を希望するコースに○をしてください。	
企業名		
企業所在地		
受講者名	①	②
メールアドレス	①	②
電話番号		

問合せ：長崎県産業労働部雇用労働政策課 労政福祉班 TEL 095-895-2714

考えなくてはならないことだらけの職場を、誰もが働きやすい職場へ！

育児休業取得促進 アドバイザー派遣

対象：県内事業所

1回あたり2時間程度（最大3回）

相談料：無料

就業規則の改正、男性育児休業促進、女性の活躍推進、
ビジネスケアラー、仕事と家庭の両立……

近年、仕事について様々な言葉が飛び交うようになりました。
時代に応じた職場づくりをしていくことは、人材確保の一環として大切です。



しかし、自社で対応するには「制度が難しい」
「業務が忙しい」「専門家に頼むと費用がかかる」など、
考え込んでしまったり、後回しにしてしまったり……。
例えばこんなお悩みはありませんか？

「育休の社内研修会の資料はこれでいいの？」
「就業規則に問題がないか不安」
「規程は整備してるけど理解できていない…」
「助成金が分かりにくい」
「『Nぴか』『くるみん』などの認証を受けるには何からしたらいいの？」



アドバイザーとの個別相談で、誰もが働きやすい職場へ！

- アドバイザーは社会保険労務士や中小企業診断士など
- 育休はもちろんのこと、様々な職場環境の整備に活用可能

申込フォームへ入力
または
裏面の申込書を提出



審査
派遣決定

アドバイザーを派遣し
職場環境に関する支援を実施

※ 申込期限：令和7年1月31日（金）まで（予算に達し次第、受付終了）

お問い合わせ



産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL：095-895-2714 FAX：095-895-2582



長崎県育児休業取得促進アドバイザー派遣申込書

令和 年 月 日

長崎県産業労働部
雇用労働政策課長 様

長崎県育児休業取得促進アドバイザーの派遣を、下記により申し込みます。

記

企業名			
代表者名			
住所	〒		
業種	従業員数 (うちパート タイム労働者数)	男	(人)
担当者氏名		女	(人)
電話番号		計	(人)
派遣申込内容			
相談したい内容 (右の項目から該当するもの 全てを○で囲んでください)	1 就業規則、育児・介護休業規程に関すること (未作成・改正) (どちらかを○で囲んでください) 2 育児休業等に関する各種助成金に関すること 3 社内研修会等の実施に関すること 4 職場環境整備に関すること (Nびかの申請を含む)		
上記のうち、 相談したい内容を具体的に 記載してください			
派遣時の県担当者同席	可 ・ 不可		
※顧問契約の社労士・診断士等がいる場合、契約と重複していない内容についてのみ派遣可能※			
顧問契約社労士・診断士の有無 及び、本申込への事前承諾	顧問契約者なし ・ 顧問契約者に確認済み		

※代表者名は、事業主又は支店長、営業所長等名等で記入してください。
※訪問日については、日程調整させていただきます。
※派遣申請内容は事前にアドバイザーに開示させていただきます。

FAX:095-895-2582
長崎県産業労働部雇用労働政策課 宛て